

介護保険住宅改修費について

住宅改修費の支給対象となる改修工事は、被保険者の資産形成につながらないよう、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮し、手すりの取り付け、床段差の解消等比較的小規模なものに限られます。

□ 介護保険居宅介護（予防）住宅改修に係る労務単価について

最新の福島県公共工事設計労務単価（大工・建具工・左官工・配管工・作業員）を参考にしてください。なお、労務単価につきましては、実情にあった単価を計上してください。

○福島県公共工事設計労務単価

	令和7年度	令和6年度
大 工	32,700円	31,600円
建具工	27,600円	26,700円
左 官	32,200円	30,200円
配管工	27,400円	25,900円
作業員	23,000円	22,000円

※ 上表の労務単価については、令和7年4月1日以降の申請より適用させていただきます。

○参考ホームページ
【国土交通省】
公共工事設計労務単価表

【福島県】
公表図書について

※裏面につづく



□ 申請書類等について

- ① 本人・家族やケアマネジャー等と工事事業者の考えている工事内容が、相違するようなことは絶対ないように、しっかりと話し合いを行ってください。
ケアマネジャーは必ず全ての書類を確認し、関係者間の連携を密にしてください。
また、平成31年7月13日より複数の改修事業所から見積もりを取るよう利用者に説明することとされております。
- ② 図面、見積書等は、利用者やケアマネジャーなど、誰がみてもわかり易い表現を用いてください。平面図だけでは工事内容が理解しにくい場合は、立面図等を添えるなどし、必ず寸法を記入してください。部材等の語句が見積書、建材資料、図面等と一致し、利用者本人のため文字の大きさに配慮するなど見やすく、書類を見るだけで改修内容の詳細を容易に理解できるようなものにしてください。
- ③ 見積書について、別添の記載例を参考にして記載するようにしてください。
- ④ 対象工事中、「洋式便器等への便器の取替え」「段差の解消」「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、竣工すると下地材等の使用が判らなくなってしまう場合、その下地材等の使用が判る写真（施工中写真）を支給申請時に添付するようにしてください。
例：解体、根太、合板、コア抜き、掘削、碎石、ワイヤーメッシュ 等
- ⑤ 提出する写真を撮る際は、工事予定・工事済み箇所全体が明確に写真に収まるように撮影し、必ず日付を入れてください。
- ⑥ 3段階以上要介護度が上がった場合の取り扱いについては「平成12年3月8日付け老企第42号（最終改正平成18年3月31日）」を参照してください。

「介護の必要の程度」の段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
要介護状態区分	要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

- ⑦ 工事の人件費は実情に合わせた額としていますが、手すり取付箇所数や工事内容等により丸めて「〇人」と計上した方が、安価になり得ることがありますので十分に精査・検討するように努めてください。



効率的な改修内容とするため最小費用・最大効果となるよう努めましょう。

介護保険住宅改修の内容

要支援・要介護等の認定を受けた方が、下記に該当する住宅改修工事を行う場合は、改修費の支給申請をすることができます。支給限度基準額は、改修に要した費用20万円までについて支給申請ができ、そのうち9割、8割または7割が介護保険で支給されます。

工事の種別	該当するもの
手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの
段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修、通路等が水切りのためなどで傾斜がある場合に、その傾斜を解消する改修（ただし、屋外における施工は幅員120cmまでを給付対象とします）
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更（ただし、屋外における施工は幅員120cmまでを給付対象とします）
引き戸等への扉の取替え（引き戸等の新設）	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 ※「引き戸等の新設」は、これまで認められていた扉位置の変更等に比べ、費用が低廉に抑えられる場合に限り給付対象となります。
洋式便器等への便器の取替え	和式便器の洋式便器への取り替え
上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	手すりの取付けのための壁の下地補強など 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事など 床材の変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤整備など 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、床材の変更 スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

償還払い申請	
申請に必要な書類	施工前 1. 工事見積書（特注品や按分が必要な場合メーカー作成の見積コピーも提出） 2. 介護支援専門員等による住宅改修が必要な理由書（工事種別とその選定理由を記載）※両面印刷 3. 完成前の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの改修前日付入り写真） 4. 図面（改修前後の寸法入り平面図、姿図） 5. 使用する部材の載った書類（金額入りカタログのコピー等） 6. 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が被保険者本人以外の場合のみ）
	施工後 7. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 8. 完成後の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの改修後日付入り写真） 9. 領収証原本（宛名は被保険者になります。）～手続終了後、宛名人へ返却されます。 10. その他必要と認める書類 （委任状…口座名義が被保険者以外の場合、誓約書…被保険者が死亡した場合）
	受領委任払い申請（工務店の事前登録が必要）
	施工前 1. 介護保険居宅介護住宅改修費等給付券交付（変更）申請書 2. 工事見積書（特注品や按分が必要な場合メーカー作成の見積コピーも提出） 3. 介護支援専門員等による住宅改修が必要な理由書（工事種別とその選定理由を記載）※両面印刷 4. 完成前の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの改修前日付入り写真） 5. 図面（改修前後の寸法入り平面図、姿図） 6. 使用する部材の載った書類（金額入りカタログのコピー等） 7. 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が被保険者本人以外の場合のみ）
	施工後 8. 介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（受領委任払い用） 9. 完成後の状態を確認できる書類（改修箇所ごとの改修後日付入り写真） 10. 給付券（給付券交付申請により交付されたもの） 11. 領収証原本（宛名は被保険者になります。）～手続終了後、宛名人へ返却されます。

※工事費見積書中の材料が施工後の写真で確認されない場合は、工事途中の写真（日付入り）が必要です。

※施工前の事前審査は原則10日程かかりますので、給付券送付日数を考慮し余裕を持って申請してください。